

令和8年度内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府調達改善計画

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠であり、内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府（以下、「内閣官房等」という）においては組織全体で調達の改善に取り組むこととしている。

内閣官房等では、令和8年度において約2,003億円の調達を実施することが見込まれている。

令和8年度については、「調達改善の取組の推進について」（令和8年1月27日行政改革推進会議決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議了承）において示された取組等のうち、平成24年度から令和6年度までの本取組の自己評価や「令和7年度内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府調達改善計画の上半期自己評価の結果」を踏まえ、更なる調達の適切性・透明性の確保、効率性の向上等を目指し、これまで実施してきた各取組について継続して取り組む一方、調達改善計画の策定にあたっては、特に重点的または共通的に取り組むべき事項に絞って取組内容、目標等について計画の項目として掲げることとし、以下及び様式1～2（※）のとおり令和8年度における調達改善計画を定める。

※様式1（重点的な取組、共通的な取組）

様式2（その他の取組）

I. 内閣官房等の調達の現状

1. 調達の概要

内閣官房等の令和6年度における調達実績は1,882件、約2,390億円であるが、その内容は主に後述する主要経費であげている専門性の高い5経費で283件、約1,374億円（表6参照）、その他は一般的な役務関係やシステム関係の調達となっており、その契約種別、応札状況、経費の内訳は表1～5のとおりである。

なお、地方支分部局については沖縄総合事務局のみであり、その対象額については約31億円となっている。

2. 調達の特徴

その内容を経費別に見ると情報システム関係が約195億円で8.2%、調査研究関係が176億円で7.4%となっている。

契約形態別には、総件数のうち64.0%の1,204件が競争性のある契約であり、競争性のない随意契約は36.0%の678件となっている。これを金額比で見ると、契約金額のうち32.6%、約778億円が競争性のある契約、競争性のない随意契約は67.4%、約1,612億円となっている。

また、競争性のある契約について前年度と比較すると、件数では1.7ポイントの減少、契約金額では4.8ポイントの増加となっている。

表1 令和6年度内閣官房等における調達の契約種別

(単位：件、億円)

契約方式	契約件数	割合	契約金額	割合	
競争性のある契約	競争契約	999	53.1%	595	24.9%
	最低価格落札方式	576	57.7%	315	53.0%
	うち 一般競争契約	575	-	315	-
	うち 指名競争契約	1	-	0	-
	総合評価落札方式	423	42.3%	280	47.0%
	うち 一般競争契約	421	-	279	-
	うち 指名競争契約	2	-	0	-
	企画競争による 随意契約	76	4.0%	53	2.2%
	公募による 随意契約	116	6.2%	119	5.0%
	不落・不調に よる随意契約	13	0.7%	12	0.5%
小計	1,204	64.0%	778	32.6%	
競争性のない随意契約	678	36.0%	1,612	67.4%	
合計	1,882	100.0%	2,390	100.0%	

(注1) 令和6年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない）。

(注2) 沖縄総合事務局は、内閣府所管に関する契約のみ。以下表2～6について同じ。

(注3) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。以下表2～5について同じ。

(注4) 競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう。以下表2、4、5について同じ。

(注5) 最低価格落札方式又は総合評価落札方式の契約件数及び契約金額の割合は競争契約の内数である。

(注6) デジタルマーケットプレイスを用いた調達の応札者が1者であった場合の随意契約については、「競争性のある契約」のうち「公募による随意契約」に分類する。

(注7) 「競争性のない随意契約」は随意契約（少額随意契約は含まない）から、①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③不落・不調によるもの、を除いたものとしている。

表2 令和6年度内閣官房等における調達状況

(単位：件、億円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約 (最低価格落札方式)	226	213	350	102	576	315
割合	39.2%	67.7%	60.8%	32.3%	100.0%	100.0%
うち 一般競争契約	226	213	349	102	575	315
うち 指名競争契約	0	0	1	0	1	0
競争契約 (総合評価落札方式)	169	151	254	129	423	280
割合	40.0%	53.9%	60.0%	46.1%	100.0%	100.0%
うち 一般競争契約	169	151	252	129	421	279
うち 指名競争契約	0	0	2	0	2	0
企画競争に よる随意契約	32	24	44	29	76	53
割合	42.1%	44.8%	57.9%	55.2%	100.0%	100.0%
公募による 随意契約	114	117	1	2	115	119
割合	99.1%	98.7%	0.9%	1.3%	100.0%	100.0%

(注1) 令和6年度の契約に関する統計及び内閣官房調査等に基づき作成(少額随意契約は含まない)。

(注2) 「公募による随意契約」欄には、『「公共調達の適正化について(平成18年財計第2017号)」1.(2)②ホ(イ)及びヘ』にある「試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うもの」及び「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」(タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの)については、計上しないこととする。そのため、表1とは数値が一致しないことがある。

(注3) 公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続(競争契約又は企画競争による随意契約)により整理し、公募による随意契約として整理はしないこととする。なお、この場合における応札(応募)者数の区分は、公募後に行った競争契約又は企画競争による随意契約に参加した応札(応募)者数により整理する。

(注4) 応募者がいないときに特定の1者と契約を行う場合は、公募による随意契約の1者として整理する。

表3 令和6年度内閣官房等における調達経費の内訳

(本省・地方別)

(単位：件、億円)

	本省		地方支分部局等		府省全体		
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	
公共工事等	公共工事(A)	0	0	8	1	8	1
	割合(A/J)	0.0%	0.0%	3.8%	2.7%	0.4%	0.0%
	公共工事に係る調査及び設計業務等(B)	0	0	7	3	7	3
	割合(B/J)	0.0%	0.0%	3.3%	10.8%	0.4%	0.1%
	その他(C)	0	0	0	0	0	0
割合(C/J)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
小計	0	0	15	4	15	4	
物品役務等	情報システム(D)	195	187	32	8	227	195
	割合(D/J)	11.7%	7.9%	15.0%	27.1%	12.1%	8.2%
	電力(E)	8	9	21	2	29	11
	割合(E/J)	0.5%	0.4%	9.9%	5.8%	1.5%	0.5%
	ガス(F)	5	1	0	0	5	1
	割合(F/J)	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%
	調査研究(G)	344	175	7	1	351	176
	割合(G/J)	20.6%	7.4%	3.3%	3.7%	18.7%	7.4%
	競争的資金による研究(H)	43	2	0	0	43	2
	割合(H/J)	2.6%	0.1%	0.0%	0.0%	2.3%	0.1%
その他(I)	1,074	1,986	138	15	1,212	2,002	
割合(I/J)	64.3%	84.2%	64.8%	49.9%	64.4%	83.7%	
小計	1,669	2,359	198	27	1,867	2,386	
合計(J)	1,669	2,359	213	31	1,882	2,390	
		88.7%	98.7%	11.3%	1.3%		

(注1) 令和6年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない)。

(注2) 情報システムは(目)情報処理業務費の案件、調査研究は契約の件名に「調査」又は「研究」が含まれる案件、競争的資金による研究は「食品健康影響評価技術研究」制度で実施した研究を抽出。以下表4、5について同じ。

※表3の欄外に契約件数・契約金額の(本省/府省全体)及び(地方支分部局等/府省全体)の割合をそれぞれ記載。

表4 令和6年度内閣官房等における競争契約における調達経費の内訳

(本省・地方別)

(単位：件、億円)

		本省		地方支分部局等		府省全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事 (A)	0	0	8	1	8	1
	割合 (A/J)	0.0%	0.0%	6.8%	4.0%	0.8%	0.1%
	公共工事に係る調査及び設計業務等(B)	0	0	7	3	7	3
	割合 (B/J)	0.0%	0.0%	6.0%	15.9%	0.7%	0.6%
	その他(C)	0	0	0	0	0	0
割合 (C/J)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
小計		0	0	15	4	15	4
物品役務等	情報システム(D)	85	43	15	7	100	51
	割合 (D/J)	9.6%	7.6%	12.8%	34.2%	10.0%	8.5%
	電力(E)	8	9	1	0	9	9
	割合 (E/J)	0.9%	1.6%	0.9%	0.1%	0.9%	1.5%
	ガス(F)	3	0	0	0	3	0
	割合 (F/J)	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%
	調査研究(G)	282	138	1	0	283	138
	割合 (G/J)	32.0%	24.1%	0.9%	0.1%	28.3%	23.2%
	競争的資金による研究(H)	0	0	0	0	0	0
	割合 (H/J)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他(I)	504	383	85	10	589	392	
割合 (I/J)	57.1%	66.7%	72.6%	45.8%	59.0%	66.0%	
小計		882	574	102	17	984	591
合計(J)		882	574	117	21	999	595
		88.3%	96.5%	11.7%	3.5%		

(注1) 令和6年度の契約に関する統計等に基づき作成 (少額随意契約は含まない)。

※表4の欄外に契約件数・契約金額の(本省/府省全体)及び(地方支分部局等/府省全体)の割合をそれぞれ記載。

表5 令和6年度内閣官房等における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

(本省・地方別)

(単位：件、億円)

		本省		地方支分部局等		府省全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事 (A)	0	0	2	0	2	0
	割合 (A/J)	0.0%	0.0%	3.3%	4.1%	0.5%	0.1%
	公共工事に係る調査及び設計業務等(B)	0	0	3	3	3	3
	割合 (B/J)	0.0%	0.0%	4.9%	23.6%	0.8%	0.8%
	その他(C)	0	0	0	0	0	0
割合 (C/J)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
小計		0	0	5	3	5	3
物品役務等	情報システム(D)	36	32	14	6	50	39
	割合 (D/J)	10.8%	9.2%	23.0%	52.2%	12.7%	10.6%
	電力(E)	3	4	0	0	3	4
	割合 (E/J)	0.9%	1.1%	0.0%	0.0%	0.8%	1.0%
	ガス(F)	3	0	0	0	3	0
	割合 (F/J)	0.9%	0.1%	0.0%	0.0%	0.8%	0.1%
	調査研究(G)	108	78	0	0	108	78
	割合 (G/J)	32.5%	22.1%	0.0%	0.0%	27.5%	21.3%
	競争的資金による研究(H)	0	0	0	0	0	0
	割合 (H/J)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他(I)	182	238	42	2	224	240	
割合 (I/J)	54.8%	67.6%	68.9%	20.1%	57.0%	66.0%	
小計		332	352	56	9	388	361
合計(J)		332	352	61	12	393	364
		84.5%	96.7%	15.5%	3.3%		

(注1) 令和6年度の契約に関する統計等に基づき作成 (少額随意契約は含まない)。

※表5の欄外に契約件数・契約金額の(本省/府省全体)及び(地方支分部局等/府省全体)の割合をそれぞれ記載。

(単位：件、億円)					一者応札 対応策等	価格交渉	競争性の 確保	厳正な執行
	契約 件数	割合	契約 金額	割合				
宇宙関係経費	38	2.0%	683	28.6%				○
遺棄化学関係経費	79	4.2%	505	21.1%	○	○		○
政府広報経費	55	2.9%	104	4.4%				
防災関係経費	99	5.3%	53	2.2%	○	○		
勲章製造等関係経費	12	0.6%	28	1.2%	○	○	○	
【主要経費】	283	15.0%	1,374	57.5%				
【主要経費以外】	1,599	85.0%	1,016	42.5%	-	-	-	-
合計	1,882	100.0%	2,390	100.0%				

II. 調達改善計画の実施状況の把握

計画の進捗状況については、年度途中で自主点検を行い、その後の調達改善計画の実施や策定に反映させる。

III. 自己評価の実施方法

年度終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表する。
なお、評価においては入札等監視委員会での議論や内部監査の事後検証・評価機能を活用し、評価の精度を高める。
また、自己評価結果には、次の内容を盛り込む。

- ・ 実施した取組内容及びその効果
- ・ 目標の達成状況
- ・ 実施において明らかになった課題
- ・ 今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項 等

IV. 調達改善の推進体制

1. 外部有識者の活用方法

取組の推進に当たっては入札等監視委員会、デジタル統括アドバイザー等の意見を積極的に活用するものとする。特に、調達方法の適切性や透明性の確保、経済合理性及び事務効率性の向上といった視点で、問題点の抽出、取組に対する監視、指導、助言等を求めるものとする。

2. 推進体制の整備・推進状況のフォローアップ

「内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府調達改善推進チーム」を設置し、調達改善を推進するための体制を整備する。
構成メンバーは下記のとおり。

統括責任者 内閣府大臣官房長
副統括責任者 内閣官房内閣参事官・内閣府大臣官房会計課長
メンバー 内閣官房内閣参事官（内閣総務官室）
内閣法制局長官総務室会計課長
内閣府大臣官房人事課長
内閣府大臣官房政策評価広報課長
沖縄総合事務局総務部長
実務者 内閣府大臣官房参事官（会計担当）
内閣府大臣官房会計課調査官
内閣官房内閣総務官室・
内閣府大臣官房会計課課長補佐（総括担当、経理担当、契約担当）
内閣官房内閣総務官室（調整担当参事官補佐）
内閣法制局長官総務室会計課課長補佐
内閣府大臣官房人事課課長補佐（企画担当）
内閣府大臣官房政策評価広報課能率専門官
沖縄総合事務局総務部会計課課長補佐（経理担当）

推進チームにおける会合は必要に応じ開催する。
また、内閣府大臣官房参事官（会計担当）の主催により調達改善計画の推進状況のフォローアップのための実務者会合を年に一度開催し、進捗状況を取りまとめ、推進チームへ報告する。

3. 内部監査の活用

会計年度毎の会計監査実施方針及び会計監査実施計画において、監査項目として設定されている調達改善計画に掲げられる事項の進捗・改善状況等の確認について、内部監査を実施予定。
監査における指摘事項等については、是正や改善の検討を行うとともに、それらの結果を自己評価や翌年度以降の計画に反映する。

V. その他

1. 自己評価の公表

計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表する。

2. 計画の見直し

指針の改定や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行い、公表する。

3. 所管独立行政法人への要請

所管独立行政法人に対し、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき毎年6月までに策定する当該年度の「調達等合理化計画」に、本計画の取組内容を踏まえ策定するよう、各法人の所管部局を通じて要請する。

【様式1】重点的な取組、共通的な取組

令和8年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度 ※1	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
	○	<p>調達改善に向けた審査・管理の充実</p> <p>内閣官房等の令和6年度の競争入札における一者応札であった実績は395件、約364億円（競争入札999件、595億円）で全体に占める割合では、件数が約39.5%、金額が約61.2%を占めている。令和8年度においては、更なる一者応札改善の取組として、これまでの取組をより具体的に計画に示し、事業の品質確保に配慮しつつ実施する。</p> <p>特に継続する随意契約、一者応札案件等について、契約履行後における仕様書、見積書の内容について事後検証の試行を継続して実施。調達手法、調達単位の見直しによる経費や事務負担を検証し、次年度以降の調達手法の検討に資する。</p> <p>また、競争性の確保などに向けて不発・不調となった案件の要因分析と再発防止・抑止のための取組を実施する。</p>	<p>(1) 前年度一者応札であった案件については、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札予定案件を定期的に事前公表するなど積極的な情報提供。 可能な限り調達事務を前倒しし、公示期間だけでなく十分な履行期間を確保。 受注実績、資格要件についての緩和を検討。 入札に参入可能な事業者の事前調査。 <p>▶ 入札予定案件の事前公表、市場価格調査及び入札公告の期間を合わせ、原則として30日以上公表・公告の期間を確保し、併せてメルマガによる積極的な情報発信を実施。なお、入札予定案件の事前公表の際、前年度に一者応札だった案件はその旨が分かるように記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査の実施等の履行期間を十分に取るなど仕様書を見直し。 過度に良質な条件、性能を求めるものとなっていないかを検証。 業務の効率性を損なわない範囲で発注業務の分割、新規参入事業者を確保。 <p>▶ 仕様書について、概要版の作成、レイアウトの工夫や図表の積極的な活用、記載事項の明確化など、新規参入事業者にもわかりやすいものとなるよう作成することとし、類似の優良事例となりうる過去の仕様書など、作成者へ積極的に情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可能な限り入札説明会を開催し、事業者への内容理解を促進。 <p>▶ 公表後（入札公告前）の早い段階での説明会の実施を試行するなど、積極的に事業内容の理解促進のための取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達手法見直しの検討 <p>▶ 総合評価落札方式による調達で概算額が500万円以下、かつ、複数回継続して1者応札となっているものは、事業者側の技術提案書作成が応札への障壁となっている可能性を考慮し、事業者側の負担軽減や競争性確保の観点から最低価格落札方式への移行も検討する。</p> <p>(2) 上記取組の実効性をより高め、その事前確認強化のため、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施決裁において、前年度一者応札であった旨及び部局における一者応札への対応事項を明記することを徹底。 全ての入札公告実施決裁時に、前年度の入札参加資格制限、応札状況を明記し、特に前年度一者応札であった案件については、事業の品質確保に配慮しつつ入札参加資格の制限を緩和（等級、地域、品目の撤廃）。特に等級については、契約担当官等が特に必要があると認めるときは、全等級による競争とするよう検討。 <p>(3) 上記取組に係る意識をより高めるため、第三者機関である入札等監視委員会において当該期間に審議された一者応札の調達について、一者応札であったものを数件抽出し議事概要等をホームページへ公表。</p> <p>(4) 不発（及び不調）となった個別案件の要因分析と再発防止・抑止のための取組を実施。 ※入札への参加は事業者の自由意志であることから、不調については可能な範囲での実施。</p> <p>(5) 遺棄化学関係経費のうち、一者応札が継続している案件について</p> <ol style="list-style-type: none"> 仕様書の標準化 入札公告期間の延長 遺棄化学兵器処理事業の全体像が把握できる概要資料の配布 入札日から履行開始までの期間延長の拡大 仕様書上に業者間での引継ぎが行われるような記載の追加することにより、競争性を高める。 <p>また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。</p> <p>(6) 防災関係経費のうち、競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等により競争性を高め経費の削減を目指す。 また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。</p> <p>(7) 勲章製造等関係経費のうち、その大半を占める勲章及び褒章等の製造請負契約については、予算編成過程から契約予定の相手方と価格交渉を実施し、近年の原材料費・人件費の大幅な高騰を考慮し、製造単価の見直しを行った。見直しの結果、全体的に製造単価は上昇しているものの、予算額の増加を可能な限り抑制すべく購入数を調整して予算額を決定しており、これに基づき調達を実施。 他の公募による調達案件については、近年褒章品を製造する職人が不足しており、今後調達数の維持が困難になる可能性が高いため、令和5年度から公募に参加し条件を満たした業者全てと契約するよう見直ししており、令和8年度も引き続き実施。</p>		A	- (右取組(試行)は平成29年度開始)	<p>前年度一者応札案件（令和8年度も継続のもの）について、件数ベースで令和7年度以上の改善を目指す。重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行する。</p>	令和8年度
	○	調達事務のデジタル化の推進	<p>競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化・簡素化や事業者の負担軽減に資するため、一連の調達手続において、原則、電子調達システムを利用する。 また、アプリケーション等の活用により調達事務を効率化する。</p>		A	令和4年度	<p>本取組により調達事務の効率化・簡素化や事業者の負担軽減に資する。</p>	令和8年度

○	中小企業者の受注機会の増大	<p>調達するサービスの質に与える影響に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術等を必要としない場合などであって、契約の履行の確保に支障がないと認められ、かつ、入札参加者の確保が図られる場合には、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努める。また、一者応札に留意しつつ、予定価格が低いものに関しては下位等級者に限定した入札実施を検討する。 新規事業者等への幅広い声掛けなど、事前の市場調査を行うことにより競争性を向上させる。 <p>また、調達するサービスの質を確保するため、物価・人件費等の高騰を踏まえた適切な予定価格の設定に努めるとともに、低入札価格調査基準を見直し、適切な運用を図る。</p>	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上	A	令和7年度	本取組により中小企業者の受注機会の増大に資する。	令和8年度																												
○	調達手法の改善（随意契約への移行）	<p>一者応札が継続している案件の随意契約への移行等</p> <p>複数回にわたり同一業者による一者応札が継続し、「一者応札の事前審査・事後評価の実施・強化」(1)(2)の取組を実施したとしてもなお改善が見込めない案件については、慎重に検討の上、公募に切り替え、仕様のすり合わせや価格交渉を実施する。</p> <p>一方、公募に切り替えた後も引き続き3年にわたり同一業者による一者応募が継続している案件については、検討の上、随意契約に切り替え、早い段階から事前・事後検証による仕様のスリム化や価格交渉を実施する。</p> <p>また、初年度から一者しか参加出来ないことが濃厚な新規案件や、特殊かつ高度な専門性を要する案件については、随意契約審査委員会が厳正な審査を行った上で、公募を行い、当該要件を満たす者が複数いないことを確認したのち、価格交渉を前提とした随意契約を実施する。</p> <p>他方、随意契約へ切り替え後、一定の期間が経過した案件について、技術革新等の社会状況の変化や仕様の見直しなどにより一般競争に戻す等検討を行う。</p>	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上 業務の効率化	A	- (右取組(試行)は平成29年度開始)	重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行する。	令和8年度																												
○	価格交渉の推進	<p>(1) 価格交渉シートの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約内容や価格交渉経緯を「価格交渉シート」に記録。 価格交渉シートの手順により契約予定者と価格交渉を行い、契約内容や価格交渉の経緯を価格交渉シートに記録する。 事業実施決裁に価格交渉シートを添付し、会計課担当者が確認を行い、適宜指導等を行う。 <p>(2) 外部専門家による価格交渉の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル統括アドバイザー等の助言による見積額の精査や、仕様のスリム化、適正化。 <p>(3) 主要経費における価格交渉の取組（再掲）</p> <p>防災関係経費のうち、競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等により競争性を高め経費の削減を目指す。</p> <p>また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。</p> <p>勲章製造等関係経費のうち、その大宗を占める勲章及び褒章等の製造請負契約については、予算編成過程から契約予定の相手方と価格交渉を実施し、近年の原材料費・人件費の大幅な高騰を考慮し、製造単価の見直しを行った。見直しの結果、全体的に製造単価は上昇しているものの、予算額の増加を可能な限り抑制すべく購入数を調整して予算額を決定しており、これに基づき調達を実施。</p> <p>他の公募による調達案件については、近年褒章品を製造する職人が不足しており、今後調達数の維持が困難になる可能性が高いため、令和5年度から公募に参加し条件を満たした業者全てと契約するよう見直ししており、令和8年度も引き続き実施。</p> <p>参考：令和7年度上半期随意契約価格交渉結果</p> <p style="text-align: center;">(単位) 千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象件数</th> <th>削減件数</th> <th>当初提示額</th> <th>契約額</th> <th>差額</th> <th>減額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣官房及び内閣法制局</td> <td>201</td> <td>69</td> <td>45,508,901</td> <td>43,040,622</td> <td>△ 2,468,279</td> <td>△ 5.42</td> </tr> <tr> <td>内閣府本府（地方含む）</td> <td>208</td> <td>114</td> <td>21,902,348</td> <td>20,149,454</td> <td>△ 1,752,894</td> <td>△ 8.00</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>409</td> <td>183</td> <td>67,411,249</td> <td>63,190,076</td> <td>△ 4,221,174</td> <td>△ 6.26</td> </tr> </tbody> </table>		対象件数	削減件数	当初提示額	契約額	差額	減額率	内閣官房及び内閣法制局	201	69	45,508,901	43,040,622	△ 2,468,279	△ 5.42	内閣府本府（地方含む）	208	114	21,902,348	20,149,454	△ 1,752,894	△ 8.00	計	409	183	67,411,249	63,190,076	△ 4,221,174	△ 6.26	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上 業務の効率化	A	-	当初提示額から前年度以上の削減を目指す。	令和8年度
	対象件数	削減件数	当初提示額	契約額	差額	減額率																													
内閣官房及び内閣法制局	201	69	45,508,901	43,040,622	△ 2,468,279	△ 5.42																													
内閣府本府（地方含む）	208	114	21,902,348	20,149,454	△ 1,752,894	△ 8.00																													
計	409	183	67,411,249	63,190,076	△ 4,221,174	△ 6.26																													
○	新たな調達手法を採用した取組	<p>特殊かつ専門性が高い2経費（宇宙関係経費、遺棄化学関係経費）における契約後に代価が確定する契約については、悪質な過大請求を未然に防ぎ、過大請求があった場合にその結果として被った損害額を補償させるよう違約金に関する特約条項を盛り込み契約手続きの厳正な執行に努めるとともに、宇宙関係経費については、契約に係る過大請求等の不正事案の発生を未然に防止するため、引き続き関係機関と連携して契約相手方に対する制度調査（企業の会計制度の信頼性を確認するための調査）を行う。</p>	経済性の向上 品質の確保・向上	A	-	特殊かつ専門性が高い2経費における契約後に代価が確定する契約については、原則違約金に関する特約条項を盛り込み契約手続きの厳正な執行に努める。 宇宙関係経費については、関係機関と連携して契約相手方に対する制度調査を漏れなく実施する。	令和8年度																												
○	総合評価の効果的な活用	<p>総合評価の効果的な活用のため、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> システム関係の調達については、基準額以下の調達においても総合評価落札方式（加算方式）を活用。 可能なものについては、提案書の審査項目に過去の受注実績や経験・実績を過度に評価しない。 各府省庁申合せ等に伴い、ビルメンテナンス業、警備業及び電力の調達については、適切な技術評価項目等を検討し、総合評価落札方式での実施に備える。 	競争性の向上 透明性・公正性の確保 経済性の向上 品質の確保・向上	A	-	本取組により入札に参加しやすい環境を整え、競争性の向上や品質の向上に努める。	令和8年度																												

●電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする（「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議専門部会（第63回）及びシステム設計WG（第84回会合）」（令和7年10月30日デジ ※1 難易度

タル庁)。
電子入札率＝電子入札実施案件数÷開札案件数
・電子入札実施案件数：開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が少なくとも1社存在する開札案件数。（随意契約は含まず。）
・開札案件数：調達実施申請が完了し、入札対象となった案件のうち、電子調達システムにおいて開札が執行された案件数。（随意契約は含まず。）
電子契約率（入札案件）＝（電子契約案件数（入札案件）＋請書省略案件数（入札案件））÷開札案件数
・電子契約案件数（入札案件）：契約確定件数のうち、「契約書」または「請書」を、「電子」で実施した案件数。（随意契約は含まず。）
・請書省略案件数（入札案件）：契約確定件数のうち、「請書省略」とした案件数。（随意契約は含まず。）
電子契約率（全案件）＝（電子契約案件数＋請書省略案件数＋少額物品調達案件数）÷（調達実施申請件数＋少額物品調達案件数）
・請書省略案件数：契約確定件数のうち、「請書省略」とした案件数。
・少額物品調達案件数：少額物品調達業務において契約締結済となった案件数。
・調達実施申請件数：調達実施案件登録で調達実施申請案件を作成し、決裁まで完了した案件数。（一時保存状態の案件数は含まず。）
※電子契約率（全案件）は、電子調達システムに登録せず、入札から契約までが紙のみで完了する案件は対象外であり、GEPS（少額物品調達業務も含む）を用いて契約した案件が対象である。
※年度をまたいで入札・契約が行われる案件がある際に、電子入札率・電子契約率が100%を超える場合がある。（例：3月に入札公示、4月に開札の案件）

A＋：効果的な取組
A：発展的な取組
B：標準的な取組

【様式2】 その他の取組

令和8年度の調達改善計画	
具体的な取組内容	区分
<p>システム関係経費</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル統括アドバイザー等の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。 システムの開発と運用保守を一体とした契約については国庫債務負担行為での複数年契約を実施。 運用保守業務など、履行後払いから月払いに変更し、中小企業の参入や入札参加者の増加を目指す。 <p>➡ 引き続き「システム関係」の調達における経費の適正化を目指す。</p>	継続
<p>庁費類（汎用的な物品・役務）の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> 汎用的な消耗品（OA消耗品、コピー用紙等）の調達や役務契約（速記、荷物の配送等）を対象に、引き続き幹事官庁として共同調達を実施するとともに、物価・人件費等の高騰を踏まえた適切な予定価格の設定に努める。 特に消耗品の調達については、実施品目の拡大、規格の調整、納入予定回数の明記、納入箇所数の集約など、引き続き更なる仕様の見直しを実施する。 共同調達による入札参加者の動向や競争性を検証し、スケールメリット効果が低いと考えられる事案については、実施方法の見直しを検討。 インターネット等を通じ、市場価格との比較をすることで、高額な調達とならないよう努める。 <p>➡ 参加官庁の調達事務を大幅に軽減し、スケールメリットを活用した調達に努めるほか、中小企業者の参入が多い分野であることから、庁費類の調達における中小企業者の受注機会の増大に努める。</p>	継続
<p>調達担当職員の養成・外部専門家の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報システムなど専門的な仕様書や予定価格の作成等における外部専門家の活用、職員のスキルアップを図る。 会計実務研修について、弁護士による法曹観点から見た国の調達における課題の講演等により、更なる職員の価格交渉や契約事務のスキルアップを図る。 民間企業等の調達手法を参考に、経費が削減できるような調達手法を研究し、活用できるよう検討する。 <p>➡ 調達経費の削減及び調達担当者の能力向上。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊かつ専門性が高い2経費（宇宙関係経費、遺棄化学関係経費）にかかる個々の契約案件については、専門性が高い仕様となっているため、引き続き民間コンサルティング会社等の履行監理等により経費の削減を目指す。 	継続
<p>カード決済</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に水道料金について実施しているカード決済について、他の光熱費についても契約事業者と協議し、支払い事務の簡素化を推進する。 <p>➡ 光熱費支払いの事務負担を軽減。</p>	継続
<p>旅費業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 「旅費業務の標準的な取扱い」（2026年2月各府省等申合せ）に基づき以下の取組を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ①割引制度や出張パック商品等を最大限活用。 ②チケット手配等業務のアウトソーシングや法人向けプログラムの活用を継続して実施。 ③旅行者への旅費支払いの迅速化を図る。 担当職員が使用する改正旅費法に準拠した手引書やFAQ等の改定及び周知を行う。 <p>➡ 旅行者の経済的負担回避及びチケット手配等の負担軽減並びに担当職員の事務の効率化を推進。</p>	継続
<p>適正な物品管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 備品、消耗品の更なる適正な在庫管理、効率的な配置等を行うことにより、新規調達物品を縮減する。 <p>➡ 物品調達経費の適正化。</p>	継続
<p>会計業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達等の事前手続きにおける電子決裁の推進、決裁ルートの見直し、一部決裁の会計課合議の省略、内部管理業務の一部の事務を会計課に集約するなど、更なる業務の簡素合理化を検討する。 会計事務に係る手引きの整備、共有を図り、職員の資質向上を図る。 仕様書で定める共通的な項目（個人情報取扱特記事項、障害を理由とする差別解消の推進に関する対応要領等）について、様式の統一化を図る。 	継続